

文化芸術振興費補助金（日本音楽のグローバル発信拠点の形成支援事業）交付要綱

令和7年1月29日

文化庁長官決定

（通則）

第1条 文化芸術振興費補助金（日本音楽のグローバル発信拠点の形成支援事業）（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 この補助金は、国際的に大きな訴求力を有するポピュラー音楽分野において、評価の形成に関わる多様な人材が参加する国際的なネットワークを構築し、我が国におけるグローバルな発信拠点の形成につながる取組みを支援することによって、我が国の文化芸術の国際的なプレゼンスの向上に資することを目的とする。

（交付の対象となる事業者、経費等）

第3条 この補助金の交付の対象となる補助事業を実施する者（以下「補助事業者」という。）は、我が国のポピュラー音楽分野の文化芸術の国際発信に取り組んでいる団体であり、かつ、その団体において我が国の音楽作品やアーティストの国際発信に係る高い専門性のある人材を擁しており、法人格を有する者とする。

2 文化庁長官は、補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として文化庁長官が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。なお、補助対象経費及び補助金の額は別表のとおりとする。

（交付の申請）

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書（別紙様式第1）を提出しなければならない。

2 補助金の交付の申請をしようとする者は、消費税法上の課税事業者である場合は、前項に規定する補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定）

第5条 文化庁長官は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、これを審査の上交付決定を行い、補助金交付決定通知書（別紙様式第2）により速やかにその決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を交付の申請をした者に通知するものとする。

2 文化庁長官は、前項の交付の決定を行うに当たっては、前条第2項本文の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して補助金の交付の申請がなされたものについては、

当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して交付の決定を行うものとする。

- 3 交付の申請が文化庁に到達してから交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30 日とする。

(申請の取下げ)

第 6 条 前条の通知を受けた者は、補助金の交付の決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の取下げをしようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から 20 日以内にその旨を記載した交付申請の取下げ書（別紙様式第 3）を文化庁長官に提出しなければならない。

(補助事業の遂行)

第 7 条 補助事業者は、補助事業を遂行するために契約を締結し、また支払いを行う場合には、国の契約及び支払に関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげ得るように経費の効率的使用に努めなければならない。

(計画変更の承認等)

第 8 条 補助事業者、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ補助事業内容変更承認申請書（別紙様式第 4）を文化庁長官に提出し、その承認を得なければならない。

- (1) 補助対象経費の総額を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助金の交付決定額及び補助対象経費の額に影響を及ぼすことなく、補助事業の目的の達成をより効率的にするために、補助事業の内容を変更する場合を除く。
- 2 文化庁長官は、前項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を附することがある。また、前項を承認した場合において、交付決定変更通知書（別紙様式第 5）を補助事業者に送付するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第 9 条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、速やかに中止（廃止）承認申請書（別紙様式第 6）を文化庁長官に提出し、その承認を得なければならない。

(事業遅延の届出)

第 10 条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事業遅延届（別紙様式第 7）を文化庁長官に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告及び調査)

第 11 条 補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について、文化庁長官の要求があったときには速やかに補助事業状況報告書（別紙様式第 8）を文化庁長官に提出しなければならない。

- 2 文化庁長官は、必要があると認めるときは、補助事業の遂行及び支出状況を調査することができる。

(実績報告書)

第 12 条 補助事業者は、補助事業が完了若しくは廃止の承認があった場合には、補助事業が完了若しくは廃止の承認があった日から 1 か月を経過した日又はその翌会計年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに、補助金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合（補助事業が完了せずに国の会計年度が終了した場合）には、補助金の交付の決定をした会計年度の翌会計年度の 4 月 30

日までに、実績報告書（別紙様式第9）を文化庁長官に提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、実績報告書の提出期限について文化庁長官の別段の承認を受けたときは、その期限によることができる。
- 3 第1項に規定する補助金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合における実績報告書には、翌会計年度に行う補助事業に関する計画を記載した資料を添付しなければならない。
- 4 補助事業者は、第1項に規定する実績報告書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して実績報告書を文化庁長官に提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

- 第13条 文化庁長官は、前条の規定による補助事業の完了若しくは廃止に係る報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第8条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書（別紙様式第10）により補助事業者へ通知するものとする。
- 2 文化庁長官は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助金の額の確定時において当該消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額するものとする。
 - 3 文化庁長官は、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
 - 4 前項の補助金の返還期限は、当該命令の日から20日以内とし、期限内に納付しない場合は、未納に係る金額に対してその未納に係る期間に応じて年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

- 第14条 補助事業者は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税等仕入控除税額確定報告書（別紙様式第11）を文化庁長官に提出しなければならない。
- 2 文化庁長官は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（補助金の支払）

- 第15条 補助金の支払は、原則として第13条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に行うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、会計法（昭和22年法律第35号）第22条及び予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条第4号に基づく財務大臣との協議が調った際には、補助金の全部又は一部について概算払することができる。
- 2 補助事業者は、前項により補助金の支払を受けようとするときは補助金支払請求書（別紙様式第12）を官署支出官文部科学省大臣官房会計課長に提出しなければならない。

（交付決定の取消等）

- 第16条 文化庁長官は、第9条の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号の一に該当する場合には、第5条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
- (1) 補助事業者が、適正化法、適正化法施行令、その他の法令若しくは本要綱又はこれらに基づく文化庁長官の定め、処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、虚偽、その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 文化庁長官は、前項の規定により第5条の交付の決定の取り消しをした場合において、すでに当該取り消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 文化庁長官は、第1項第1号から第3号までの理由により前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付をあわせて命ずるものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還については、第13条第4項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第17条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 文化庁長官は、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部または一部を国に納付させることができる。

(財産処分の制限)

第18条 取得財産等のうち施行令第13条第4号の規定により、文部科学大臣が定める機械及び重要な器具は、取得価格又は効用の増加価格が1個又は1組50万円以上の機械及び重要な器具とする。

2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、文部科学大臣が別に定める期間とする。

3 補助事業者は、前項により定められた期間中において、処分を制限された取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しようとするときは、財産処分申請書を文化庁長官に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。

4 前条第2項の規定は、前項の承認をする場合に準用する。

(補助金の経理)

第19条 補助事業者は、補助事業の経理について、その収入及び収支を記載した帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の支出額について前項の帳簿とともにその支出内容を証する書類を備え、前項の帳簿とともに補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(電磁的方法による提出)

第20条 申請者あるいは補助事業者は、適正化法、適正化法施行令又は本要綱の規定に基づく申請、届出、報告その他文化庁に提出するものについては、電磁的方法（適正化法第26条の3第1項の規定に基づき文部科学大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。

(電磁的方法による通知等)

第21条 文化庁長官は、適正化法、適正化法施行令又は本要綱に規定する通知、承認、指示又は命令（以下「通知等」という。）について、補助事業者が書面による通知等を受けることを予め求めた場合を除き、電磁的方法により通知等することができる。この場合、文化庁長官は補助事業者に

到達確認を行うものとする。

（附則）

この要綱は、令和7年1月29日から施行する。

別表

補 助 対 象 経 費			補助金の額
区分	費目	内 訳	
出演・音楽・文芸費	出演・音楽費	出演料、演奏料、作曲料、編曲料、作詞料、訳詞料、音楽制作料、音楽編集料、調律料、楽器借料、楽譜借料、写譜料、楽譜制作料等	補助対象経費 総額の 1/2 以内とする。
	文芸費	演出料、監修料、振付料、舞台監督料、音響・照明プラン料、演出等助手料、著作権使用料、舞台美術・衣装等デザイン料、脚本料、翻訳料、字幕制作費、原稿料、企画制作料等	
舞台・会場・設営費等	舞台費	大道具費、小道具費、衣装費、かつら費、メイク費、履物費、照明費、音響費、字幕費、舞台スタッフ費、機材借料、舞台設営費等	
	上映費	上映費、映写機材借料、映写技師謝金、同時通訳関連機器借料等	
	会場費	会場使用料（付帯設備費を含む。）、会場設営費、会場撤去費等	
	運搬費	道具運搬費、楽器運搬費等	
賃金・旅費・報償費	賃金・共済費	事務整理等賃金、会場整理等賃金、作業員賃金、労災保険料等 ※臨時に雇用する場合に限る。	
	旅 費	国際航空賃、国内交通費、宿泊費、日当等	
	報償費	講師等謝金、原稿執筆謝金、会議出席謝金、指導謝金、通訳謝金、翻訳謝金、託児謝金等	
雑役務費 消耗品費等	雑役務費	広告宣伝費、プロモーション費、マーケティング費、効果検証費、入場券販売手数料、WEB ページ作成・利用料、動画制作費、動画編集費、権利使用処理費、案内状送付料、入場券等販売手数料、立看板費、印刷費、記録費、借料及び損料、傷害保険料、請負費等	
	消耗品費	消耗品費	
	通信費	通信費、郵送料	
	会議費	会議費	
委託費	委託費	委託費	

(別紙様式第1)

第 号
〇〇 年 月 日

文化庁長官

殿

申 請 者
所 在 地
代表者職名
代表者氏名

〇〇 年度文化芸術振興費補助金
(日本音楽のグローバル発信拠点の形成支援事業) 交付申請書

〇〇 年度文化芸術振興費補助金(日本音楽のグローバル発信拠点の形成支援事業)について、補助金の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第5条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

事業の名称	
補助対象経費	円
補助事業の着手及び完了の予定期日	着手 〇〇 年 月 日 完了 〇〇 年 月 日
交付を受けようとする補助金の額	円
その他参考となるべき事項	

(記載上の注意)

- 別紙として、事業内容に応じて必要な書類を添付すること。
- 消費税法上の課税事業者である場合は、文化芸術振興費補助金(日本音楽のグローバル発信拠点の形成支援事業)交付要綱第4条第2項に基づき申請すること。
- 用紙は日本産業規格A4とする。

【本件担当】

補助金交付決定通知書

(補助事業者名)

〇〇 年 月 日付け 第 号で申請のあった〇〇 年度文化芸術振興費補助金(日本音楽のグローバル発信拠点の形成支援事業)については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)第6条第1項の規定により、次のとおり交付決定することに決定したので、適正化法第8条の規定により通知する。

〇〇 年 月 日

文化庁長官

1. この補助金の交付の対象となる事業は、〇〇 年 月 日付け 第 号(以下「申請書」という。)で申請のあった事業とし、その内容は申請書記載の事業計画とする。

2. 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりである。ただし、補助事業の内容の変更により補助対象経費が変更された場合における補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助対象経費	円
補助金の額	円

3. 補助対象経費及び補助金の額の区分は、次のとおりとする。

区 分	補助対象経費	補助金の額
	円	円

4. 補助金の額の確定は、次により算出して得た額とする。

補助金の確定額は、第3項の配分された補助対象経費の実支出額(債務の確定した支出予定額を含む。)に補助率(1/2)を乗じて得た額又は補助金の額(変更されたときは、変更後の額とする。)のいずれか低い額とする。なお、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

5. 補助事業は、補助金の交付を受けた年度の3月31日までに完了しなければならない。

6. 補助事業者は、適正化法、適正化法施行令(昭和30年政令第255号)及び文化芸術振興費補助金(日本音楽のグローバル発信拠点の形成支援事業)交付要綱(令和〇年〇月〇〇日文化庁長官改定)の規定に従わなければならない。

7. 交付条件は、第6項に定めるほか、次のとおりである。

(1) 補助事業者は、次に掲げる場合の一に該当する場合は、あらかじめ計画変更承認申請書を文化庁長官に提出し、その承認を受けなければならない。

ア 補助対象経費の総額を変更しようとするとき。

イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助金の交付決定額及び補助対象経費の

額に影響を及ぼすことなく補助事業の目的の達成をより効率的にするために、補助事業の内容を変更する場合、または、当該事業の目的に及ぼす影響が軽微であると認められる場合を除く。

- (2) 文化庁長官は、前号の承認をする場合は、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を附すことがあること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、文化庁長官に申請し、その承認を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに文化庁長官に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (5) 補助事業の遂行の状況に関する報告書を別に指示する日までに、文化庁長官に提出しなければならないこと。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運営を図らなければならないこと。
- (7) 前号に掲げる財産につき、文化庁長官の承認を受けて当該財産を処分することにより収入があった場合には、補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付すること。
- (8) 補助事業の遂行により生ずる収入金（補助金を概算払いした場合の預金利子等）は、当該補助事業の経費に充てるよう措置しなければならないこと。
- (9) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならないこと。
- (10) 補助事業に係る資金については、確実な銀行その他金融機関に預け入れなければならないこと。ただし、補助事業の遂行上特に必要な場合にあっては、20万円を限度として手持ちすることができること。
- (11) 補助事業を行うために締結する契約等については、所管の地方公共団体の例に準じて行わなければならないこと。

○用紙は日本産業規格A4とする。

【本件担当】

文化庁文化経済・国際課

kei-sai@mext.go.jp

(別紙様式第3)

第 号
〇〇 年 月 日

文化庁長官

殿

補助事業者
所 在 地
代表者職名
代表者氏名

〇〇 年度文化芸術振興費補助金
(日本音楽のグローバル発信拠点の形成支援事業) 交付申請の取下げ書

〇〇 年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定を受けました〇〇 年度文化芸術振興費補助金(日本音楽のグローバル発信拠点の形成支援事業)について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条の規定により、補助金の交付の申請を下記のとおり取り下げます。

記

1. 交付決定通知書の受領年月日 〇〇 年 月 日
2. 補助金の交付の申請を取り下げようとする理由

(記載上の注意)

- 第6条第1項に基づき、変更して交付決定があった場合には、補助金交付決定変更通知書に記載の日付、記号、番号及び同交付決定通知書の受領年月日によること。
- 用紙は日本産業規格A4とする。

【本件担当】

(別紙様式第4)

第 号
〇〇 年 月 日

文化庁長官

殿

補助事業者
所在地
代表者職名
代表者氏名

〇〇 年度文化芸術振興費補助金
(日本音楽のグローバル発信拠点の形成支援事業) 計画変更承認申請書

〇〇 年 月 日付け 第 号で国庫補助金の交付の決定を受けた下記の事業について、別紙のとおり事業の内容を変更したいので、承認くださるよう関係資料を添えて申請します。

記

事業の名称	
変更の理由	
変更の内容	
変更により減額等 すべき国庫補助金の額	

(記載上の注意)

○別紙として、事業計画書(該当部分について変更前及び変更後を2段書きするなど判別しやすくすること)を添付すること。

○用紙は日本産業規格A4とする。

【本件担当】

(別紙様式第5)

第 号

補助金交付決定変更通知書

(補助事業者名)

〇〇 年 月 日付け 第 号で計画変更承認申請のあった〇〇 年度文化芸術振興費補助金（日本音楽のグローバル発信拠点の形成支援事業）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項の規定により、〇〇 年 月 日付け 第 号の交付決定を次のとおり変更して交付することを決定したので、適正化法第8条の規定により通知する。

〇〇 年 月 日

文化庁長官

1. この補助金の変更交付の対象となる事業は、〇〇 年 月 日付け 第 号（以下「申請書」という。）で申請のあった事業とし、その内容は申請書記載のとおりとする。

2. この変更交付決定に伴い、前記1の事業に係る補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費及び補助金の額

補助対象経費	円
補助金の額	円
今回変更する補助金の額	円

3. 上記のほか補助金の額の確定の方式、交付条件等は、令和 年 月 日付け 第 号の交付決定通知書の第4項から第7項までのとおりとする。

○用紙は日本産業規格A4とする。

【本件担当】

文化庁文化経済・国際課

kei-sai@mext.go.jp

(別紙様式第6)

第 号
○○ 年 月 日

文化庁長官

殿

補助事業者
所 在 地
代表者職名
代表者氏名

○○ 年度文化芸術振興費補助金
(日本音楽のグローバル発信拠点の形成支援事業) 計画中止(廃止) 承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた補助事業については、
下記のとおり中止・廃止したいので、承認くださるよう文化芸術振興費補助金(日本音楽のグローバル発信拠点の形成支援事業) 交付要綱第9条の規定に基づき申請します。

記

1. 補助事業名

2. 補助事業の中止・廃止の理由及び内容

3. 補助事業の実施状況

(別紙様式第7)

第 号
○○ 年 月 日

文化庁長官

殿

補助事業者
所在地
代表者職名
代表者氏名

○○ 年度文化芸術振興費補助金
(日本音楽のグローバル発信拠点の形成支援事業) 事業遅延届

令和 年度研究拠点形成費等補助金に係る事業の遅延について、文化芸術振興費補助金(日本音楽のグローバル発信拠点の形成支援事業) 交付要綱第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. プログラム名称
2. 選定年度
3. 事業名称
4. 補助事業の内容及び進捗状況
5. 遅延理由
6. 遅延に対して講じた措置
7. その他

(別紙様式第8)

第 号
〇〇 年 月 日

文化庁長官 殿

補助事業者
所在地
代表者職名
代表者氏名

補助事業状況報告書

令和 年度文化芸術振興費補助金（日本音楽のグローバル発信拠点の形成支援事業）の交付を受けて施行中の補助事業について、下記のとおり報告します。

記

事業の名称		
補助事業の実施期間	着手 〇〇 年 月 日 完了 〇〇 年 月 日（予定）	
補助事業の実施状況		
補助事業に要する経費 の状況	支出予算合計額	支出済額
	円	円
	備考	

○用紙は日本産業規格A4とする。

【本件担当】

(別紙様式第9)

第 号
〇〇 年 月 日

文化庁長官

殿

補助事業者
所在地
代表者職名
代表者氏名

〇〇 年度文化芸術振興費補助金
(日本音楽のグローバル発信拠点の形成支援事業) 実績報告書

〇〇 年 月 日付け 第 号により補助金の交付を受けた下記の事業の実績について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第14条の規定により、下記のとおり報告します。

記

事業の名称	
補助事業の実施期間	〇〇 年 月 日着手 〇〇 年 月 日完了
補助金の交付決定額と その精算額	交付決定額 円 精 算 額 円 不 用 額 円

(記載上の注意)

○消費税法上の課税事業者である場合は、文化芸術振興費補助金(日本音楽のグローバル発信拠点の形成支援事業)交付要綱第13条第2項に基づき報告すること。

○用紙は日本産業規格A4とする。

(添付書類)

- (1) 補助事業経費収支精算書(交付申請書添付書類「補助事業に係る収支予算書」の様式に準じる)
- (2) 補助事業の実施内容
- (3) 補助事業の経過及び成果を証する書類並びに写真等の資料
- (4) その他

【本件担当】

(別紙様式第 10)

第 号

〇〇 年度文化芸術振興費補助金
(日本音楽のグローバル発信拠点の形成支援事業) 額の確定通知書

(補助事業者名)

〇〇 年 月 日付け 第 号で実績報告のあった事業については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)第 15 条の規定に基づき、下記のとおり額を確定します。

〇〇 年 月 日

文化庁長官

記

確定額

円

○用紙は日本産業規格 A4 とする。

【本件担当】

文化庁文化経済・国際課

kei-sai@mext.go.jp

(様式第 1 1)

〇〇 年 月 日

文化庁長官

殿

補助事業者
所在地
代表者職名
代表者氏名

〇〇 年度文化芸術振興費補助金
(日本音楽のグローバル発信拠点の形成支援事業)に係る
消費税等仕入控除税額確定報告書

〇〇 年 月 日付 号をもって交付決定通知のあった文化芸術振興費補助金について、消費税等仕入控除税額が確定しましたので、文化芸術振興費補助金(日本音楽のグローバル発信拠点の形成支援事業)交付要綱第 1 4 条第 1 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称

2. 補助金額(交付要綱第 1 3 条による額の確定額)

円

3. 補助金の確定時における補助金に係る消費税等仕入控除税額

円

4. 消費税及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税等仕入控除税額

円

5. 補助金返還相当額(4 - 3)

円

○用紙は日本産業規格 A 4 とする。

【本件担当】

請 求 書

官署支出官

文部科学省大臣官房会計課長 殿

補助事業者

所 在 地

代表者職名

代表者氏名

〇〇 年度文化芸術振興費補助金（日本音楽のグローバル発信拠点の形成支援事業）を下記のとおり請求いたします。

記

交付決定額 (金額を変更した場合は変更後の金額を記載)	円
請求額	円